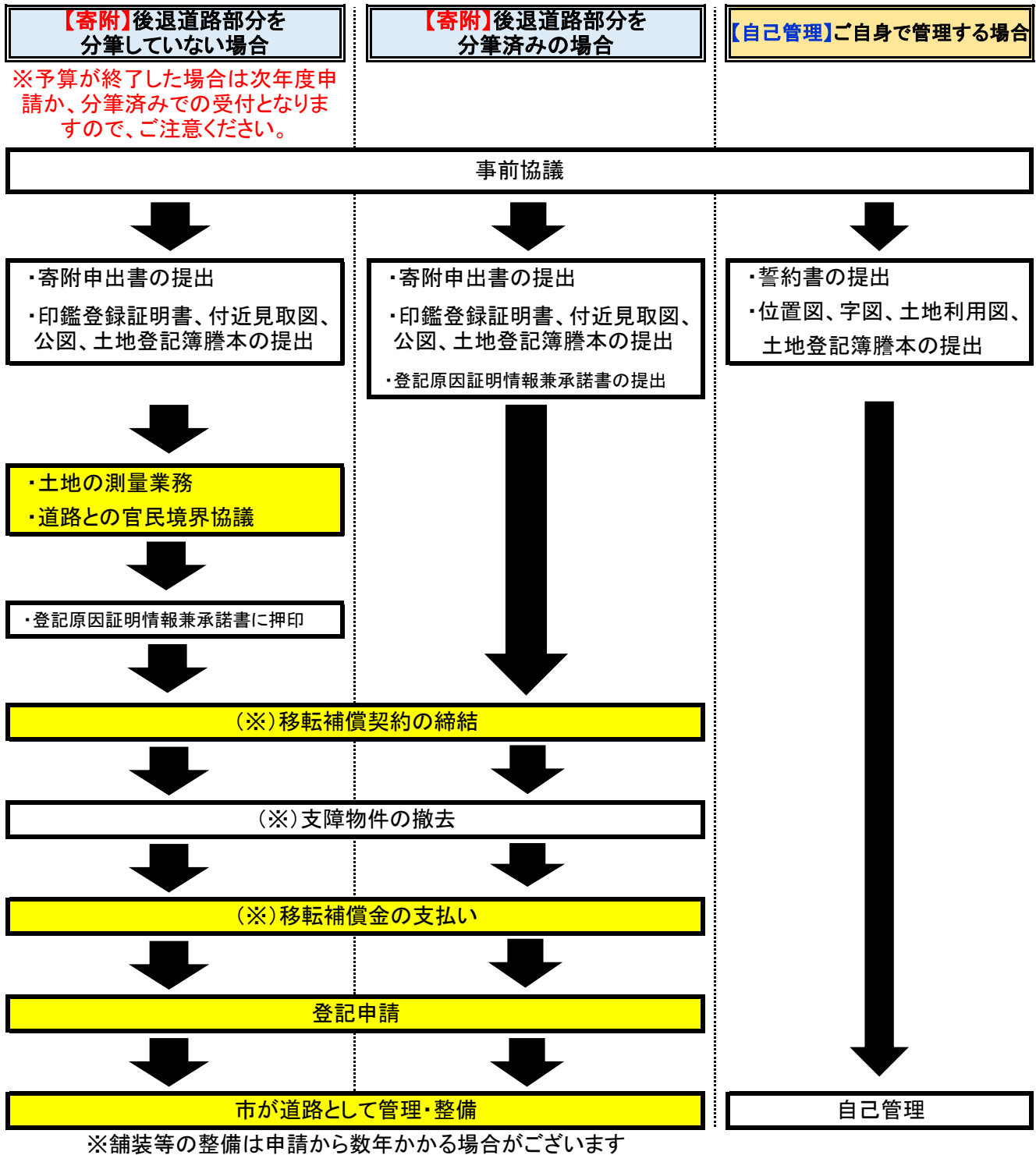


後退道路用地整備要綱に関するフロー



●補足

- ① の箇所は、市が行います。
- ② (※) が付いている箇所は、後退道路用地内にブロック塀、雨水桝、樹木等の支障物件がある場合のみ該当します。
- ③ 自己管理の場合、測量・官民境界協議は申請者で行うものとし、それに伴う費用についても申請者負担となります。
- ④ 予算に限りがありますので、必ず事前協議を行ってください。